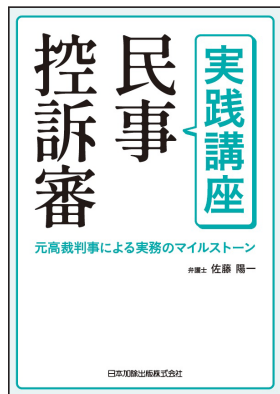


訴訟代理人・控訴審裁判官の双方が
何をどのように考え、何を重視し、
どのような問題意識を抱きながら訴訟進行しているのかがわかる！



実践講座 民事控訴審

元高裁判事による実務のマイルストーン

弁護士 佐藤陽一 著

2023年4月刊 A5判 328頁 定価3,960円(本体3,600円) 978-4-8178-4869-7 商品番号:40942 略号:控訴

● 控訴の提起から判決までの留意点やポイントを弁護士／裁判官の視点から徹底解説。

- ☑ 控訴の提起や控訴審における主張立証、和解の準備などについては、訴訟代理人である弁護士の活動の観点から、控訴審の審理、和解勧告のあり方や控訴審判決の起案などについては、裁判官の観点から解説。
- ☑ 「どのように民事控訴審の手続を進めればよいのか」
「どういうことに注意をして訴訟活動や期日の準備をすればよいのか」がわかる。

● 検討順序・検討方法、準備の仕方などのノウハウを多数掲載。

【主な収録内容】

第1章 講座の進め方について	第7章 控訴審第一回口頭弁論期日	番外講座1 判決の言渡し
第2章 控訴(附帯控訴)の提起	第8章 控訴審続行期日	番外講座2 口頭弁論調書の証明力について
第3章 控訴から控訴理由書作成まで	第9章 控訴審における和解	番外講座3 釈明について
第4章 控訴理由書	第10章 控訴審判決	番外講座4 和解
第5章 答弁書及び控訴理由書に対する準備書面	第11章 上告又は上告受理申立てに伴う執行停止の申立て	番外講座5 経験則を学ぶ
第6章 第一回口頭弁論期日まで		

第2章 控訴(附帯控訴)の提起

本章のPOINT

この章では、控訴提起を検討するに当たり、どのような場合に、当事者との対応をどのようにするのか、そして、控訴状の作成及び提出に当たり、何が不可欠であるかを説明します。

1 控訴(附帯控訴)の検討

(1) 第一審判決前の予想

それでは、控訴の提起からスタートしましょう。

控訴はまず第一審判決の言渡審判決を受け、控訴代理人としてるところから活動が始まります

裁判官 判決の言渡しの話が出ましたので、ちょっとお聞きしたいのですが、私自身がこれまでに数多くの判決の言渡しをしてきましたが、大事件というわけではなくても、事案によっては本文の言渡しだけでなく理由の要旨を告げたりする方がよいかと感じるときもありました。そうした点についてお話しいただければと思います。

弁護士A そういえば、判決の言渡しについて、法廷に行って傍聴をするように言われたことがありました。実際に傍聴して判決の本文を聞くのと、後で書記官室に電話をしついで聞く(改正法による改正後では電子判決書のファイルを開覧する。)のとではどちらがよいのでしょうか。

弁護士B 判決の言渡しと言え、言渡期日が直前になって、理由も示さず突然延期や変更となることがあります。依頼者に説明するのに苦労することが多いのですが、実際のところはどのようなのでしょうか。

講師 なかなかよい質問ですね。判決の言渡しに関しては、それぞれの立場からいくつか注意すべき事項がありますが、ここで話をすると長々と脱線しそうです。いずれも控訴特有の問題というよりは一般訴訟に共通するものが多いので、簡単に説明させていただきます。

- ・ 講師(著者)
 - ・ 初めて高等裁判所で民事控訴審の審理を担当する裁判官(J)
 - ・ 初めて民事控訴審の事件を担当する弁護士(A)
 - ・ 何度か控訴代理人を務めたことのある弁護士(B)
- を登場人物とした講義形式による解説も収録!

参考となる裁判例を、民事訴訟法又は民事訴訟規則の条文ごとに、判決要旨等とともに掲載!

【法16条(管轄違いの場合の取扱い)】

最判昭和25年11月17日民集4巻11号603頁

管轄権を有しない上訴裁判所に上訴状が提出されたときは、これを管轄上訴裁判所に移送すべきである。

最判昭和57年7月19日民集36巻6号1229頁

執行抗告の抗告状が原裁判所以外の裁判所に提出された場合には、これを受理した裁判所は、民訴法30条(現行法16条)を類推適用して事件を原裁判所に移送すべきではなく、執行抗告を不適法として却下すべきである。

【法30条(選定当事者)】

最判昭和42年9月7日民集8巻343頁

選定当事者により進行される訴訟において、選定者は当該訴訟に対し第三者の地位に立つもので証人として尋問すべきものと解するのが相当である。

最判昭和43年8月27日判時534号40頁、集民92号79頁

選定当事者は、訴訟代理人ではなく当事者であるから、その権限については民訴法81条2項(現行法55条2項)の適用を受けず、訴訟上の和解を含むいさいの訴訟行為を特別の委任なしに行なうことができるものであり、かつ、選定行為においてもその権限を制限することできないものであって、たとえ和解を禁ずる等権限の制限を付した選定をしても、その選定は、制限部分が無効であり、無制限の選定としての効力を生ずるものと解するのが相当である。

